

○名寄市広告掲載基準

平成19年10月10日告示第1034号

改正

平成27年1月20日告示第1003号

名寄市広告掲載基準

(趣旨)

第1条 この告示は、名寄市広告掲載要綱（平成19年名寄市訓令第39号）第5条の規定により広告掲載の内容に係る基準を定めるものとする。

(個別の基準)

第2条 この告示に定めるもののほか、広告媒体の性質に応じて、広告の内容及びデザイン等に関する個別の基準が必要な場合は、市長が別に定めるものとする。

(業種又は事業者)

第3条 次に掲げる業種又は事業者の広告は、掲載しない。

- (1) 各種法令に違反しているもの
- (2) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条に該当するもの
- (3) インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律（平成15年法律第83号）に定めるインターネット異性紹介事業に該当するもの
- (4) 行政機関からの行政指導を受け、改善がなされていないもの
- (5) 名寄市競争入札参加資格関係事務処理要綱（平成18年名寄市訓令第55号）第8条に定める競争入札参加排除基準又は第10条に定める指名停止基準に該当するもの
- (6) 消費者金融に係るもの
- (7) たばこに係るもの
- (8) 賭博に係るもの
- (9) 調査会社、探偵事務所等に係るもの
- (10) 銃砲刀剣類その他の危険物に係るもの
- (11) 人事募集又は解雇広告に係るもの
- (12) 連鎖販売取引、業務提供誘引販売取引及びこれに類する取引に係るもの
- (13) 前払式割賦販売等（許可業者を除く。）に係るもの
- (14) 法律に定めのない医療行為に類似したサービス又は医療用器具に類似した商品に係るもの

(15) 民事再生法（平成11年法律第225号）又は会社更生法（平成14年法律第154号）による再生又は更生手続中のもの

(16) その他名寄市が保有する公有財産、物品及び印刷物等を広告媒体とする広告に係る業種又は事業者として適当でないと市長が認めるもの

（広告掲載基準）

第4条 次の各号のいずれかに該当するものは、広告媒体に掲載することができない。

なお、広告の掲載中に、次の各号のいずれかに該当した場合も同様とする。

(1) 法令等に違反するもの又はそのおそれがあるもの

ア 法律で禁止されている商品、無認可の商品などの不適切な商品又はサービスを提供するもの

イ 人権侵害、差別又は名誉毀損のおそれがあるもの

ウ 人材募集に係る広告で、労働基準法（昭和22年法律第49号）その他の関係法令を遵守していないもの

エ 法令等で認められていない業種・商法（明治32年法律第48号）・商品に係るもの

オ 国家資格等に基づかない者が行う医療、療法等に係るもの

(2) 公序良俗に反するもの又はそのおそれがあるもの

ア 他をひぼうし、中傷し、又は排斥するもの

イ 科学的根拠が無く、又は迷信に類するもので、不安を与える、又は惑わせるおそれのあるもの

ウ 社会的に不適切なもの

(3) 政治活動又は宗教活動に関するもの

ア 公の選挙又は投票の事前運動に該当するもの

イ 宗教団体による布教活動が主目的となるもの

(4) 社会問題について、特定の主義、主張に当たるもの

ア 国内世論が大きく分かれているもの

(5) 意見広告及び個人又は法人の名刺広告

(6) 美観風致を害するおそれがあるもの

ア 青少年の身体・精神・教育に有害なもの

イ 暴力や犯罪を肯定し助長するような表現のもの

ウ 残酷な描写など、善良な風俗に反するような表現のもの

エ 暴力又はわいせつ性を連想・想起させるもの

- オ 水着姿及び裸体姿等で広告内容との関係で必然性のないもの
 - カ ギャンブル等を肯定するもの
 - (7) 内容又は責任の所在が不明確なもの
 - (8) 虚偽の内容若しくは事実と異なる内容を含むもの又は事実を誤認させるおそれがあるもの
 - ア 根拠のない表示や誤認を招くような表現など、根拠となる資料がない誇大な表現のもの
 - イ 射幸心を著しくあおる表現のもの
 - (9) 比較広告、懸賞広告及びクーポン付き広告
 - (10) 前各号に掲げるもののほか、広告媒体に掲載する広告として不相当であると市長が認めるもの
- (個別の広告に係る掲載基準の適用)

第5条 前条に規定する広告掲載基準の適用については、広告ごとに具体的に判断し、当該広告の全部又は一部について修正、削除等を行うことにより、広告掲載することができる」と市長が認める場合は、広告掲載者に修正、削除等を求めることができる。

附 則

この告示は、平成19年10月10日から施行する。

附 則（平成27年1月20日告示第1003号）

この告示は、公示の日から施行する。